

運輸安全マネジメントに関する取組について

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって継続的な改善に取り組んでおります。

活動内容について、「輸送の安全に関する公表」により以下に情報公開致します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（・Plan ・Do ・Check ・Action）を確実に実施し、安全対策を日頃から見直す事により全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。又、輸送の安全に関する情報については積極的に公表致します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

当社は平成 28 年の輸送の安全目標として、「法令・社内規則の遵守」と「乗客の命の重みを意識しよう」をスローガンに 4 つの行動指針と数値目標を設定して活動しました。

(1) 行動指針

- ・ 厳正な点呼
- ・ 関連法律、社内ルールの遵守
- ・ 安全確認の徹底
- ・ 健康管理

(2) 数値目標

- ・ 有責重大事故 0 件 （車両故障を除く自動車事故報告規則 2 条該当案件）
- ・ 有責事故 52 件以下 （軽微な事故も含む）

(3) 達成状況-1（自動車事故報告規則 2 条該当案件）

- ・ 有責重大事故 0 件
- ・ 車両故障 3 件

(4) 達成状況-2（軽微な事故も含む）

- ・ 有責事故 53 件

車両故障を除く重大事故の発生はなし。事故件数は去年の 67 件から 53 件と大きく改善しましたが、目標達成には届きませんでした。

全体の事故の分類は、バックが 21 件、運転操作ミス（ポカミス）が 17 件、周囲の状況

確認不足が 8 件で、この 3 件で全体の 82%を占めています。事故の最大の原因は「確認不徹底」、「思い込み」等で、本来の確認が疎かになったことが原因です。

3. 事故に関する統計（自動車事故報告規則 2 条該当案件）

平成 28 年に発生した事故はなし。

4. 安全管理規定

当社では平成 25 年 10 月 1 日からの運輸安全マネジメントに係る実施義務付け対象の拡大を受け、千葉運輸支局、関東運輸局に安全管理規定を届出しました。この機会に、従来の安全管理規定を見直し、平成 25 年 12 月 13 日付けで運用しております。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

平成 28 年はハード面ではデジタコ及びドラレコの活用、ソフト面では教育・研修による安全意識の向上及び優良運転者を表彰することで、モチベーション向上を図ってきました。

しかし、事故を継続的に削減していく為、平成 29 年は以下の活動を実施して参ります。

(1) 運転者研修のレベルアップ

全運転者への指導・監督・意見交換を重要視し、国土交通省の「一般的な指導及び監督指針の実施マニュアル」を基本に、当社固有の事故分析・対策資料をアレンジして

使用。 研修時間は 9 : 00 ~ 16 : 00 の 1 日をかけて実施。

又、集合研修ではあっても、意見交換しやすい少人数及び環境での実施とします。

(2) 事故分析結果の活用

平成 27 年、28 年の事故統計より、比較的事故発生確率の高い新入社員から勤続年数の若い運転者の添乗指導を実施していきます。

(3) 情報の共有化

事故統計、危険ポイント、主な事故情報等の横展開による安全意識の充実に図っていきます。

(4) 健康起因事故防止

健康起因事故の対策と運転者の健康維持の為、全運転者に MRI 診断の受診を実施します。

(5) アルコールチェックの精度アップと効率改善

より確実に効率の良いアルコールチェックを実行する為、アルコールチェックを PC 化し、数値・時間・顔写真をデータとして保存すると共に、免許証リーダーも導入し、有効期限の管理をしていきます。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

(1) 組織体制については、別紙の「日東交通(株)輸送の安全に関する組織図」によります。

(2) 緊急時の連絡体制については、別紙の「緊急連絡系統表」によります。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

当社では、輸送の安全に関する目標を達成する為、全営業所の運転者及び運行管理者（補助者を含む）を対象に、定期的に集合研修を実施しております。

（1）平成 28 年の研修実施状況

- ① 入社時教育 運転者 17 名、事務者 13 名
- ② 運転者の一般研修 71 回（受講者 288 名）
- ③ 運行管理者研修 8 回（受講者 48 名）
- ④ チェーン着脱研 8 回（受講者 26 名）

（2）その他

- ① 全従業員に対して業務中及び私用中を問わず、交通事故・違反を惹起した際は、会社へ届出を義務付けております。これは従業員の事故違反を把握することで、免許の点数を管理すると同時に傾向を把握して再発防止策を図ることを目的としています。

又、届出の精度を上げる為、1年に一度、運転者及び社用車を運転する事務者に対して運転記録証明書を取り、確認しております。

- ② 営業所に安全運転掲示板を設け、毎月、安全運転事項及び接客接遇事項を掲示して、意識の向上を図っております。

9. 安全統括管理者に係る情報

当社では安全統括管理者として、取締役 長谷川高之を平成 29 年 7 月 16 日付けで選任しております。

責務は、安全管理規定 10 条に規定に取り決めた通り、安全輸送の重要性の周知徹底、安全管理体制・連絡体制の構築、安全に関する目標の実行、内部監査の実施、社長への提言、運行管理・整備管理の適正な運用、安全に対する教育・研修、その他の安全確保に関する統括が責務です。

10. 処分内容、講じた措置等

別紙を参照下さい。

以上